

別表1（第3条関係）

第3条で規定する「高台移転及び高層化に係る施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	津波浸水予測区域内（以下「区域内」という。）の保育所等を含む複数の保育所等を統合して、津波浸水予測区域外（以下「区域外」という。）に新たに施設を整備すること。
改造	増築	区域内の保育所等が、区域外の他の既存保育所等と統合する場合に、区域外の既存保育所等の現在定員の増員を図るための整備をすること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	区域内の保育所等が、区域外に既存施設の現在定員の増員を図り施設を整備すること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を図り施設を改築整備（一部改築を含む。）すること。
	改築	区域内の保育所等が、区域外に既存施設の現在定員の増員を行わないで施設を整備すること。 区域内の保育所等が、施設の高層化に伴い、既存施設の現在定員の増員を行わないで施設を改築整備（一部改築を含む。）すること。
修理	大規模修繕等	区域内の保育所等が、区域外の他の既存施設を活用するために施設を整備すること。 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	区域内の社会福祉法人が設置する保育所について区域外に改築整備をすること。 区域内の社会福祉法人が設置する保育所について、施設の高層化に伴う改築整備をすること。 社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備をすること。